

議案第18号

## 静岡市印鑑条例の一部改正について

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月10日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 第2条第2項第2号に掲げる者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。